

(2) 給水申込納付金

口径 施行年月日	昭和48. 4. 1	昭和51. 4. 1 (現行)	平成元. 10. 1	平成9. 10. 1	平成26. 4. 1	令和元. 10. 1
13 mm	30,000 円	100,000 円	左表の額に100分の103を乗じて得た額とする。	左表の額に100分の105を乗じて得た額とする。	左表の額に100分の108を乗じて得た額とする。	左表の額に100分の110を乗じて得た額とする。
20	60,000	270,000				
25	130,000	460,000				
40	430,000	1,400,000				
50	740,000	2,500,000				
75	2,000,000	6,700,000				
100	4,000,000	14,000,000				
150	11,000,000	38,000,000				
200	φ200以上局長が	78,000,000				
250	定める額	138,000,000				
300		219,000,000				
350 以上		φ350以上局長が定める額				

(3) 開発負担金

口径 施行年月日	昭和51. 4. 1 (現行)	平成元. 10. 1	平成9. 10. 1	平成26. 4. 1	令和元. 10. 1
建築物負担金	計画一日最大給水量に1㎡当たり130,000円を乗じて得た額	左表により計算した額に100分の103を乗じて得た額とする。ただし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。	左表により計算した額に100分の105を乗じて得た額とする。ただし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。	左表により計算した額に100分の108を乗じて得た額とする。ただし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。	左表により計算した額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
宅地負担金	造成面積に1㎡当たり650円を乗じて得た額				

- (注) 1. 建築物負担金の建築物とは、計画1日最大給水量5㎡以上の建築物をいう。
2. 宅地負担金の宅地とは、公共用地を除く面積が1,000㎡以上の宅地をいう。

27. 量水器使用料の変遷

(単位：円)

口径 施行年月日	昭和 11. 5. 19	昭和 21. 3. 1	昭和 21. 11. 1	昭和 22. 9. 1	昭和 23. 9. 1	昭和 24. 9. 1	昭和 27. 1. 1	昭和 31. 4. 1	昭和 35. 4. 1
13 mm	—	—	—	4	9	13	20	26	廃止
16	—	—	—	6	13	13	20	26	
20	—	—	—	8	17	17	35	46	
25	—	—	—	10	22	22	40	52	
30	—	—	—	20	44	44	55	72	
40	—	—	—	40	88	88	100	130	
50	—	—	—	60	130	130	200	260	
75	—	—	—	80	175	185	290	377	
100	—	—	—	100	220	250	350	455	
100 以上	—	—	—	200	440	440	(150mm) 640 (200mm) 1,000	832	